

斑鳩町新型インフルエンザ等

対策行動計画

平成 27 年 2 月

斑 鳩 町

目次

I	はじめに	
1	新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	1
2	町行動計画の策定	1
3	町行動計画の対象とする感染症	2
II	新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針	
1	対策の目的・基本的戦略	3
2	対策の基本的な考え方	4
3	対策実施上の留意点	5
4	被害想定	6
5	社会・経済への影響	7
6	発生段階	8
7	対策推進のための役割分担	9
8	行動計画の主要6項目	12
	(1) 実施体制	
	(2) サーベイランス・情報収集	
	(3) 情報提供・共有	
	(4) 予防・まん延防止	
	(5) 医療	
	(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保	
III	各発生段階における対策	
	発生段階の概要	22
	未発生期	23
	(1) 実施体制	
	(2) サーベイランス・情報収集	
	(3) 情報提供・共有	
	(4) 予防・まん延防止	
	(5) 医療	
	(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保	
	海外発生期	29
	(1) 実施体制	
	(2) サーベイランス・情報収集	
	(3) 情報提供・共有	
	(4) 予防・まん延防止	
	(5) 医療	
	(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保	

県内未発生期（国内発生早期）	34
（1）実施体制	
（2）サーベイランス・情報収集	
（3）情報提供・共有	
（4）予防・まん延防止	
（5）医療	
（6）町民生活及び町民経済の安定の確保	
県内発生早期	42
（1）実施体制	
（2）サーベイランス・情報収集	
（3）情報提供・共有	
（4）予防・まん延防止	
（5）医療	
（6）町民生活及び町民経済の安定の確保	
県内感染期	50
（1）実施体制	
（2）サーベイランス・情報収集	
（3）情報提供・共有	
（4）予防・まん延防止	
（5）医療	
（6）町民生活及び町民経済の安定の確保	
小康期	58
（1）実施体制	
（2）サーベイランス・情報収集	
（3）情報提供・共有	
（4）予防・まん延防止	
（5）医療	
（6）町民生活及び町民経済の安定の確保	
Ⅳ 県内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対策	62
（1）実施体制	
（2）サーベイランス・情報収集	
（3）情報提供・共有	
（4）予防・まん延防止	
（5）医療	
別表 役割分担表	65
資料編	66
1 用語解説	
2 特定接種の対象となり得る業種・職務	

I はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方自治体、特措法第 2 条第 1 項第 6 号及び第 7 号に規定する指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置並びに新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るために、平成 24 年 5 月に公布され、平成 25 年 4 月に施行された。

2 町行動計画の策定

奈良県は、平成 17 年 12 月に奈良県新型インフルエンザ対策行動計画を策定し、平成 18 年 6 月に国の行動計画の改定にあわせて一部改定を行った。今回、特措法第 7 条の規定により、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）が定める、都道府県が行動計画を作成する際の基準となるべき事項等を踏まえ、状況の変化に的確に対応できるよう多様な選択肢を示すため、既存の奈良県新型インフルエンザ対策行動計画を廃止し、新たに奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）を策定した。

本町では、特措法第37条において準用する同法第26条の規定に基づき、平成25年3月に斑鳩町新型インフルエンザ等対策本部条例を制定し、町対策本部の体制整備を行った。

また、特措法第8条に基づき、政府行動計画及び県行動計画と整合性を図り、斑鳩町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）を策定したものである。

今後、政府行動計画及び県行動計画の改定や新型インフルエンザ等に関する最新の知見等にあわせて、適宜、改定を行うものとする。

3 町行動計画の対象とする感染症

町行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は以下の通りである。

- (1) 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- (2) 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの（以下「新感染症」という。）

なお、鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は、特措法の対象ではないが、県内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応については、関連する事案として、本行動計画の参考「県内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策」で示す。

Ⅱ 新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針

1 対策の目的・基本的戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生を阻止することは不可能である。世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、わが国への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高く感染拡大の恐れのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、町民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。そのため、新型インフルエンザ等患者の発生が一定期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうことを念頭に置きつつ、次の2点を主たる目的として、国・県・町、関係機関が連携して対策を講じていく必要がある。

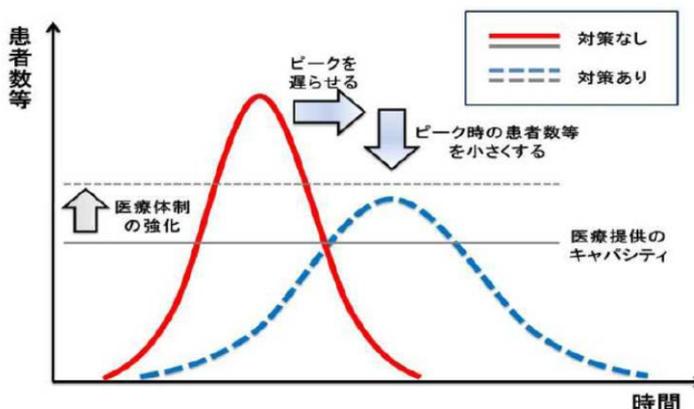
(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する

- ・ 初期段階において、感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく抑え、医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 町民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする

- ・ 町内の感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成・実施等により、医療提供の業務をはじめ町民生活及び経済の安定に不可欠な業務の維持に努める。

<対策の効果 概念図>



2 対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していくことが必要である。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

従って、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭におきつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性の低い場合等様々な対応ができるよう、対策の選択技を示す必要がある。

本町においては、科学的知見及び国・県の対策を視野に入れながら、地理的条件、交通機関や生活圏などの社会的条件、医療体制、そして観光客等への対応などを考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に実施することを目指す。そのために、発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する。

- (1) 発生前の段階では、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や医療体制の整備、ワクチン接種体制の整備、町民に対する啓発、町、医療機関、事業者等による事業継続計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を行う。
- (2) 世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに対策実施のための体制に切り替えるとともに、国・県が実施する対策の内容により、町が実施する対策を決定する。
- (3) 国内外の発生当初等の病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価する等、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。
- (4) 県内の発生当初の段階では、県が実施する患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、病原性に応じた不要不急の外出自粛や施設の使用制限等感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした対策について、本町は、県の対策に適宜協力し、対策を講じる。
- (5) 町内で感染が拡大した段階では、県・近隣市町村・事業者等と相互に連携して、医療の確保や町民の生活・経済の維持のために最大限の努力を行う必要がある。しかし、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。従って、あらかじめ決めて

おいたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。

(6) 事態によっては、地域の実情等に応じて、県対策本部と協議の上、柔軟に対策を講じる。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染拡大防止対策と、医療対応を組み合わせることで総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染拡大防止対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要事務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員の罹患等により、一定期間事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを町民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、県・町等の対策に加え、事業者や町民が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。日頃からの手洗い等は、季節性インフルエンザ対策が基本となるが、治療薬やワクチンがない可能性が高いSARSのような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策をより強化する必要がある。

3 対策実施上の留意点

町、県、指定（地方）公共機関は、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等の発生に備え、また、発生した時に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画や業務計画に基づき対策を実施するが、この場合において次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重することとし、医療関係者への医療等の実施の要請又は指示（以下「要請等」という。）、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用制限等の要請等、臨時的医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等の実施にあたって、町民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施にあたって、法令の根拠があることを前提として、町民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができる。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講じる必要がないこともあり得るため、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

(3) 関係機関相互の連携協力

町対策本部は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

町対策本部長は、特に必要があると認めるときは、県対策本部長に対し、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

(4) 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における対策実施に係る記録を作成し保存する。また、必要に応じ公表する。

4 被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

本町においては、政府行動計画及び県行動計画に示された被害想定で用いられたデータを参考に、一つの例として次のように想定している。

- 全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合、医療機関を受診する患者数は、約2,900人～約5,600人と推定
- 入院患者数及び死亡者数については、この推計の上限である約5,600人を基に、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを使用し、アジアインフルエンザ等のデータを参考に中程度を致命率0.53%、スペインインフルエンザのデータを参考に重度を致命

率 2.0%として、中程度の場合では、入院患者数の上限は約 120 人、死亡者数の上限は約 40 人となり、重度の場合では、入院患者数の上限は約 450 人、死亡者数の上限は約 150 人になると推計

全人口の 25%が罹患し、流行が各地域で約 8 週間程度続くという仮定の下では、中程度の場合、1 日あたりの最大入院患者数（流行発生から 5 週目）は、約 20 人、重度の場合は、約 90 人と推計

区分		全国	奈良県	斑鳩町
人口（平成 22 年）		約 1 億 2,806 万人	約 140 万人	約 28,700 人
罹患患者数（25%）		約 3,200 万人	約 35 万人	約 7,200 人
医療機関を受診する罹患患者数		約 1,300 万人～ 約 2,500 万人	約 14 万人～ 約 27 万人	約 2,900 人～ 約 5,600 人
入院患者数	中程度	約 53 万人	約 5,800 人	約 120 人
	重 度	約 200 万人	約 22,000 人	約 450 人
1 日最大 入院患者数	中程度	10.1 万人	約 1,100 人	約 20 人
	重 度	39.9 万人	約 4,400 人	約 90 人
死亡者数	中程度	約 17 万人	約 1,900 人	約 40 人
	重 度	64 万人	約 7,000 人	約 150 人

<留意点>

- これらの推計においては、新型インフルエンザワクチンやインフルエンザウイルス薬等による介入の効果、現在のわが国の医療体制、衛生状況等については考慮されていない。
- 未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、県の危機管理として対応する必要があることから、新型インフルエンザの被害想定を参考に対策を検討・実施することとなる。

5 社会・経済への影響

新型インフルエンザ等による社会・経済への影響の想定の一例を示す。このような想定を参考にして、事業計画を策定する必要がある。

- (1) 住民の 25%が、流行期間（約 8 週間）にピークを作りながら順次罹患する。罹患者は、1 週間から 10 日間程度罹患し欠勤する。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後治癒し免疫を得て、職場に復帰する。

(2) ピーク時(約 2 週間)に従業員が発症して欠勤する場合は、多くて5%程度と考えられるが、従業員自身が罹患するほか家族の世話や看護等(学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる)のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時(約 2 週間)には、従業員の最大 40%程度が欠勤する事態が想定される。

6 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、予め発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定める。

町行動計画は、県行動計画同様、新型インフルエンザが発生する前から、未発生期、海外発生期、県内未発生期、県内発生期、県内感染期及び小康期に至るまでを 6 つの段階に分類して、それぞれの段階に応じた対策を定める。

国全体での発生段階の移行については、WHO のフェーズの引上げ及び引下げ等の情報を参考にしながら、政府対策本部が決定する。

県における発生段階の移行については、必要に応じて国と協議の上で、県が判断する。

本町においては、町行動計画に定められた対策を県が定める段階に応じて実施する。

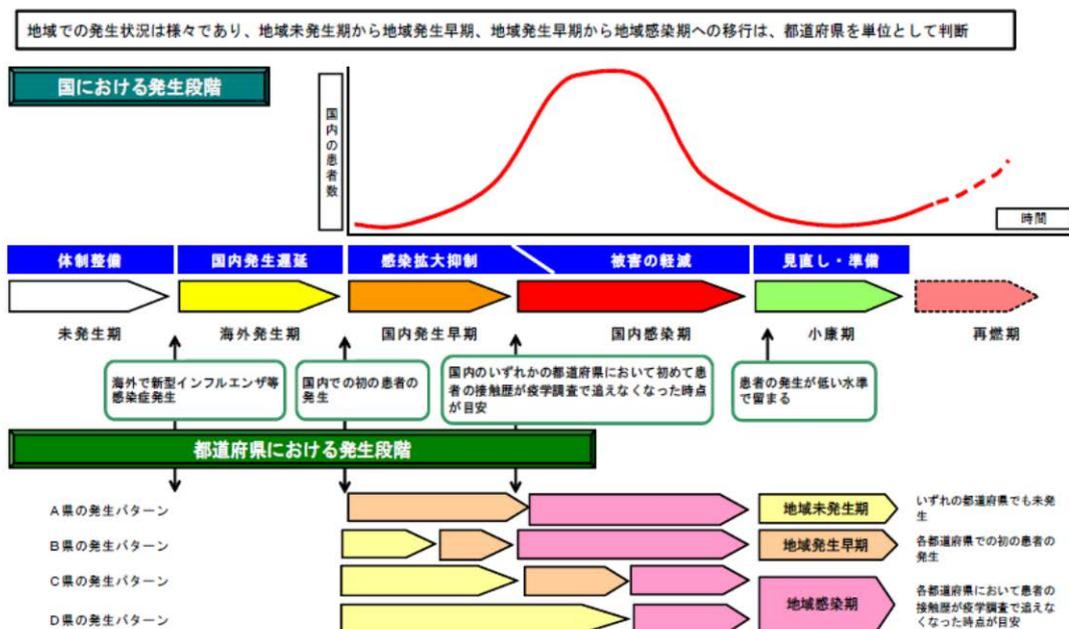
なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また必ずしも、段階通りに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がなされた場合には、対策の内容も変化することに留意が必要である。

<各発生段階における対策の目的>

発生段階	対策の目的
未発生期	・発生に備えた体制整備(行動計画の策定等)を進める
海外発生期	・法に基づく対策本部を設置する ・国内外の状況等を注視しつつ、県内発生の遅延と早期発見に努める ・国内・県内発生に備えた体制の整備・再確認
県内未発生期 (国内発生早期)	・情報収集、県内発生の遅延と早期発見に努める ・県内発生に備えた体制の整備を行う
県内発生早期	・県内での感染拡大をできる限り抑える ・患者に適切な医療を提供する ・感染拡大に備えた体制の整備を行う
県内感染期	・医療体制を維持し、健康被害を最小限に抑える ・県民生活・経済への影響を最小限に抑える
小康期	・県民生活・経済の回復を図り、流行の第二波に備える

Ⅱ 新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針

〈国及び地域（都道府県）における発生段階〉



7 対策推進のための役割分担

(1) 国

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、ワクチンやその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、国際的な連携を確保し調査及び研究に係る国際協力の推進に努める（特措法第3条）。新型インフルエンザ等発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針（以下「基本的対処方針」という。）を決定し、対策を強力に推進する。

(2) 県

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき県の対策を総合的に推進する責務を有する（特措法第3条）。新型インフルエンザ等の発生時には、知事を本部長とするを設置し、県の組織が一体となった対策を講じる。

(3) 町

本町は、県行動計画に基づき町行動計画を作成し、新型インフルエンザ等対策を総合的

に推進する責務を有する（特措法第3条）。町は住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチン接種、生活支援、要援護者への支援等について、基本的対処方針に基づき対策を実施する必要がある。対策の実施にあたっては、県や近隣市町村と緊密な連携を図る。

（４）医療機関

医療機関は、新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、発生前から地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診察するための院内感染対策や必要となる医療器材の確保等を推進することが求められる。また、発生時においても、医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

（５）指定（地方）公共機関

指定（地方）公共機関は、医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立法人のうち、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するもの（特措法第2条）であり、新型インフルエンザ等が発生した際には、対策を実施する責務を有する（特措法第3条）。

（６）登録事業者

厚生労働大臣の登録を受けている登録事業者（特措法第28条）は、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の住民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、発生前から職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。新型インフルエンザ等の発生時には、医療の提供並びに住民生活及び住民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するよう努めなければならない。（特措法第4条第3項）。

（７）一般の事業者

一般の事業者については、新型インフルエンザ等の予防及び対策の協力を努め、まん延による影響を考慮し、その事業の実施に関し適切な措置を講ずるよう努めなければならない（特措法第4条第1項及び第2項）。感染拡大防止の観点から必要に応じて、不急の事業の縮小、不特定多数の者が集まる事業の自粛等が求められる。

(8) 町民

町民は、新型インフルエンザ等の予防に努めるとともに、対策に協力するよう努めなければならない(特措法第4条第1項)。新型インフルエンザ等に関する正しい知識を得て、冷静に判断を行うとともに必要に応じて、食料品・生活必需品等の備蓄や外出自粛など感染拡大防止に努めることが求められる。また、患者等の人権を損なうことのないよう配慮しなければならない。

国	<ul style="list-style-type: none"> ・国全体としての体制の整備、対策の推進 ・発生時の基本的対処方針の決定、緊急事態の宣言 ・新型インフルエンザ等及びワクチン等医薬品の調査研究の推進等
県	<ul style="list-style-type: none"> ・県内における新型インフルエンザ等対策（地域医療体制の確保、感染拡大防止策等）の主体 ・関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策の総合調整・推進 ・緊急事態宣言時には、法に定める緊急事態措置（外出自粛、施設使用制限等）を実施
町	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に対するワクチンの接種、要援護者等への生活支援等 ・県や近隣市町村と緊密に連携して対策を実施
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・院内感染対策や医療資器材の確保、診療継続計画の策定等 ・発生時は、診療継続計画等に基づき医療を提供
指定(地方)公共機関	<ul style="list-style-type: none"> ・医療体制や生活・経済の安定維持に関わる医療機関、事業者等（日銀、放送、電信電話、運輸、医師会等、製薬会社、電気ガス会社等） ・新型インフルエンザ等発生時に、法に基づき新型インフルエンザ等対策（医療提供、社会機能維持等）を実施
登録事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・発生に備えた感染予防策の実施、重要業務の事業継続の準備等 ・新型インフルエンザ等発生時に、活動の継続に努める
一般事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・職場における感染予防策の実施、重要業務の重点化の準備 ・新型インフルエンザ等発生時に、一部の事業を縮小 ・多数の者が集まる事業を行う場合、感染防止措置の徹底
町民	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等発生前及び発生時の行動等の知識の習得 ・マスク・咳エチケット等個人レベルの感染対策の実践、食料品・生活必需品の備蓄等 ・新型インフルエンザ等発生時に、状況や対策等の正しい情報を得て、感染拡大を抑える個人レベルの対策を実施

8 行動計画の主要6項目

町行動計画は、その目標と活動を、政府行動計画及び県行動計画と整合性を図り、**(1) 実施体制**、**(2) サーベイランス・情報収集**、**(3) 情報提供・共有**、**(4) 予防・まん延防止**、**(5) 医療**、**(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保**の6項目を主要な対策として位置付ける。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の町民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くことがあるため、国においては、国家の危機管理の問題として認識されている。

このため、本町は、国、県、事業者と相互に連携を図り、一体となった取り組みを行うことが求められる。

本町は、新型インフルエンザ等が発生する前においては、関係部局等が連携・協力して、対策を総合的に推進するための方策を検討し、事前の準備の進捗を確認する等、発生時に備えた準備を進める。

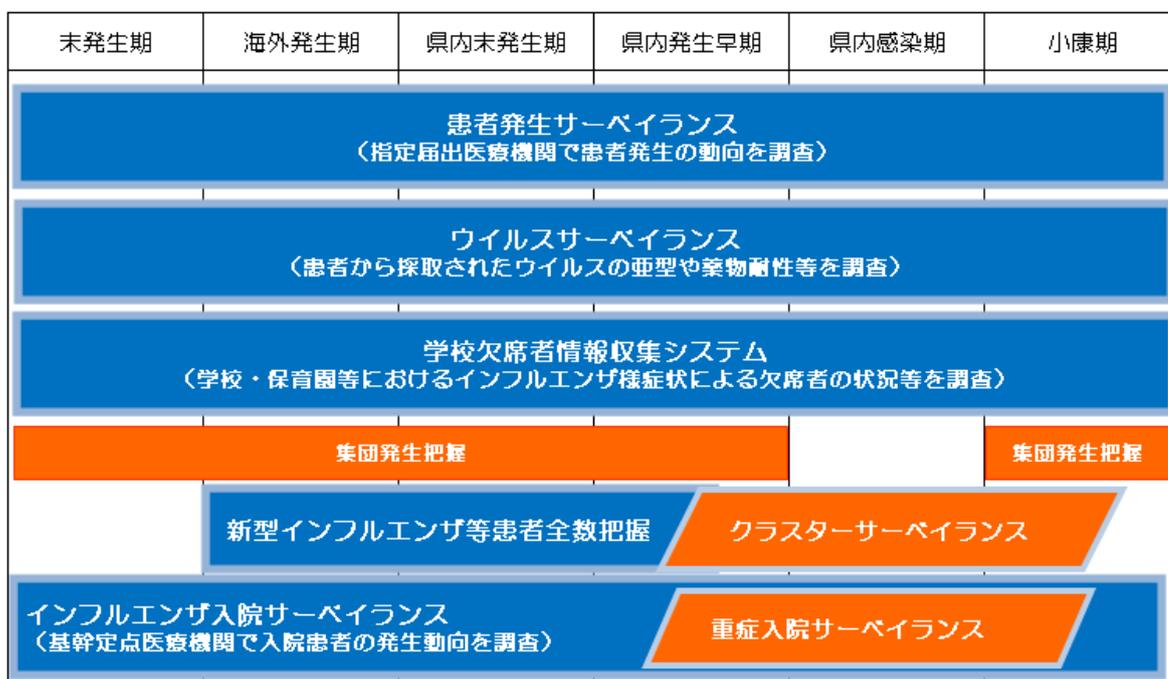
新型インフルエンザ等が発生し、県が対策本部を設置したとき、又は、緊急事態宣言が出されたときは、**速やかに**町対策本部を設置し、関係部局等と相互に連携を図り、全庁一体となった取り組みを行う。

各部局は、相互に連携を図りつつ、町行動計画を実施するために必要な措置を講ずる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても重要業務を継続する体制を整える。さらに、所管する関係機関や関係団体と情報の共有を図り、連携を強化する。

(2) サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、何れの段階においても、サーベイランスにより新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、国内外から系統的に収集分析し判断につなげること、また、サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結びつけることが重要である。このため、国・県が実施する各種サーベイランスに協力する。

＜奈良県のサーベイランス＞



(3) 情報提供・共有

(ア) 目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、本町、国、県、医療機関、事業者及び個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し、適切な行動をとるため、対策の全ての段階や分野において、コミュニケーションが必須である。コミュニケーションは、双方向のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する。

新型インフルエンザ等対策は、町のみならず、国、県、関係機関、事業者、地域、NPO等の多様な主体が連携して取り組むことが重要であることから、こうした関係機関、団体等に対して可能な限り、情報提供に努める。

(イ) 情報提供手段の確保

情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障がい者等にも配慮し、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

媒体の活用に加え、本町から直接、町民に対する情報提供を行う手段として、ホームページやソーシャルネットワークサービス等の活用を行う。

(ウ) 発生前における町民等への情報提供

本町は、発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを、町民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生したときに住民に正しく行動してもらううえで必要である。

特に、児童生徒等に対しては、保育園、幼稚園、学校等は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、住民生活部と教育委員会等が連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが重要である。

(エ) 発生時における町民等への情報提供及び共有

新型インフルエンザ等発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に対策の決定プロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してそのように判断されたのか等）や対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者の人権にも配慮して迅速にかつわかりやすい情報提供を行う。

町民への情報提供に当たっては、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、風評被害を考慮した対応も必要である。

(オ) 情報提供体制

情報提供にあたっては、提供する内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する。本町役場庁舎内に広報担当者を中心とするチームを設置し、定期的な情報発信とともに適時適切に情報提供できるようにする。

また、コミュニケーションは、双方向性であることに留意し、必要に応じ、地域において町民の不安に應えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていく。

(4) 予防・まん延防止

(ア) 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大防止策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に抑えることを目的とする。

(イ) 主なまん延防止策

個人における対策として、町内における発生の初期の段階から、新型インフルエン

ザ等の患者に対する入院措置や患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）の感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、県が行う不要不急の外出自粛要請に協力する。

地域対策・職場対策については、町内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ県が行う施設の使用制限の要請に協力する。

観光旅行者の安心・安全を確保するため、観光関係団体、観光施設等への連絡体制を整備し、新型インフルエンザ等発生時における観光旅行者への正確な情報提供に努めるなど、県と連携し取り組みを進める。

各種対策の推進に当たっては、風評被害の発生に十分留意する。

（ウ）予防接種

i) ワクチン

ワクチン接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

ii) 特定接種

ii-1) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。特定接種の対象となり得る者は、

- ① 「医療の提供業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員である。

Ⅱ 新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針

この基本的考え方を踏まえ、政府行動計画では、特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、①医療関係者、②新型インフルエンザ等対策実施に携わる公務員、③指定（地方）公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者等を含む。）、④それ以外の事業者の順とすることが基本とされている。

ただし、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要であることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位その他関連事項を決定することとされている。

ii-2) 特定接種の接種体制

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、県又は町が実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるように未発生期から接種体制の構築を図る。特に、登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築が登録要件となっている。

iii) 住民接種

iii-1) 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言がなされた場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。一方、緊急事態宣言がなされていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が想定されるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条2項）と、わが国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらを併せた考え方もあることから、以下のような基本的な考え方を踏まえ、国において決定される。

考え方	疾患の特徴	重症化しやすい順序（仮定）	優先順位
重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方	成人・若年者に重症者が多いタイプ	医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞小児＞高齢者	① 医学的ハイリスク者 ② 成人・若年者 ③ 小児 ④ 高齢者
	高齢者に重症者が多いタイプ	医学的ハイリスク者＞高齢者＞小児＞成人・若年者	① 医学的ハイリスク者 ② 高齢者 ③ 小児 ④ 成人・若年者

Ⅱ 新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針

	小児に重症者が多いタイプ	医学的ハイリスク者＞小児＞高齢者＞成人・若年者	①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者
わが国の将来を守ることに重点を置いた考え方	成人・若年者に重症者が多いタイプ	医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞高齢者	①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者
	高齢者に重症者が多いタイプ	医学的ハイリスク者＞高齢者＞成人・若年者	①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者
重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せてわが国の将来を守ることに重点を置く考え方	成人・若年者に重症者が多いタイプ	成人・若年者＞高齢者	①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者
	高齢者に重症者が多いタイプ	高齢者＞成人・若年者	①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

- ① 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者（例）基礎疾患を有する者、妊婦 等
- ② 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- ③ 成人・若年者
- ④ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

iii-2) 住民接種の体制

住民に対する予防接種については、本町が実施主体として、原則として集団接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう、接種体制の構築を図る。

iv) 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民に対する予防接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針諮問委員会の意見を参考に政府対策本部において総合的に判断・決定されるため、各機関においては、接種体制、接種対象者、接種順位等、国からの指示の基に実施する。

v) 医療関係者に対する要請

本町は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、県に対して医療関係者に必要な協力要請又は指示（以下「要請等」という。）を行うよう求める（特措法第31条）。

(5) 医療

本町は、関係機関等と連携を図り、在宅で療養する患者への支援を行うとともに、既存の医療施設の対応能力を超えるような事態においては、県や関係機関等と連携し、臨時的医療施設の設置や、災害医療に準じた体制を確保する。また、県が行う医療に関する対策に対し、適宜協力する。

(ア) 県の医療に関する基本的な考え方

- ・新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増加が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には限界があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。
- ・地域の医療体制の整備に当たっては、指定（地方）公共機関である医療機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要である。
- ・県内感染期には、一般の医療機関においても新型インフルエンザ等患者に対する医療の提供を行うことから、医療機関に対し、感染症に関する研修を行うなど人材育成に努めるとともに、医療機関に対して院内感染対策について情報提供を行う等、受入体制の充実を図る必要がある。

(イ) 発生前における県の医療体制の整備

県は、保健所設置市と連携し、保健所圏域等を中心として、地域医師会、地域薬剤師会、地域の中核的医療機関（国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等）を含む医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進し、帰国者・接触者外来を設置する医療機関や公共施設等のリストを作成し設置の準備を行い、さらに帰国者・接触者相談センターの設置の準備を進める。

(ウ) 発生時における県の医療体制の維持・確保

- ・県内発生早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染拡大防止策としても有効であるという考えに基づき、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者を感染症指定医療機関等に入院させる。
- ・新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、「帰国者・接触者外来」を確保して診療を行う。
- ・同時に、県及び保健所設置市は、保健所に帰国者・接触者相談センターを設置し、帰国者・接触者外来等の医療体制について情報提供を行う。
- ・しかし、新型インフルエンザ等の患者は帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて、医療機関内においては、新型インフルエ

Ⅱ 新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針

ンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者の接触を避ける工夫等を行い院内での感染拡大防止に努める。また、医療従事者は、マスク・ガウン等の个人防护具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

- ・帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者が診られるようになった場合等には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関で診療する体制に切り替える。

- ・患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療体制の確保を図る。なお、重度の肺炎や呼吸機能の低下を認める高度な医療が必要な重症患者については、協力医療機関で受け入れる体制を確保する。また、在宅療養支援体制を整備することも重要である。

- ・医療体制の整備には医療機関等との迅速な情報共有が必須であることから、県立医科大学、県立病院、公立病院、県医師会、県病院協会等の関係機関のネットワークを活用することが重要である。

- ・既存の医療施設の対応能力を超えるような事態においては、市町村等関係機関と連携し、臨時の医療施設の設置や、災害医療に準じた体制を確保する必要がある。

(工) 医療関係者に対する要請・指示、補償

新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うために必要があると認めるときには、医師、看護師等その他の政令で定める医療関係者に対し、県知事は医療を行うよう要請等を行うことができる（特措法第31条）。

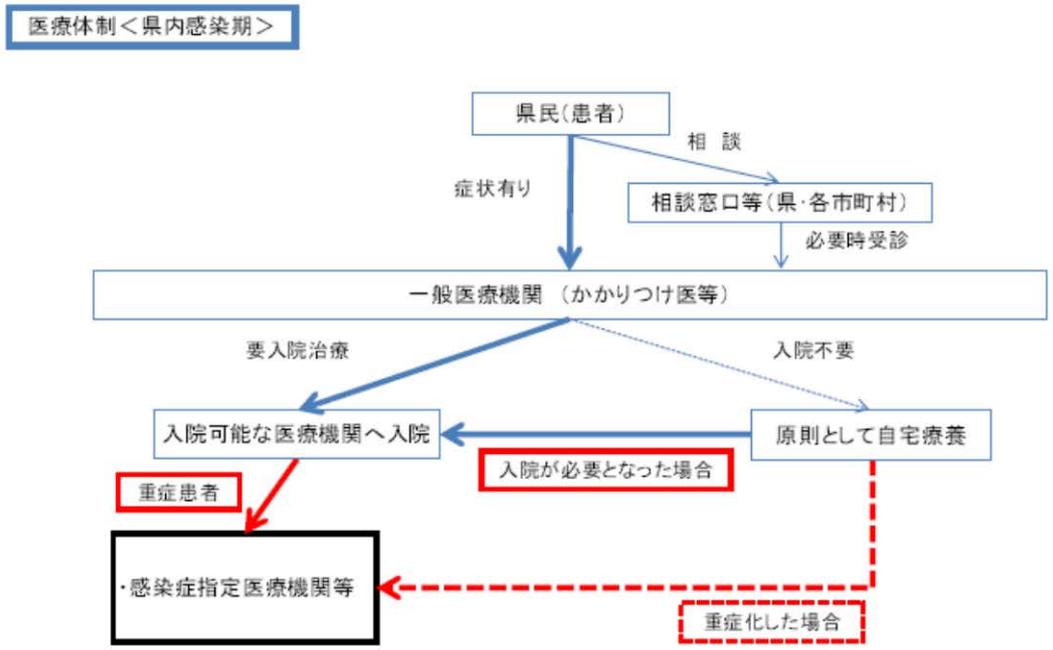
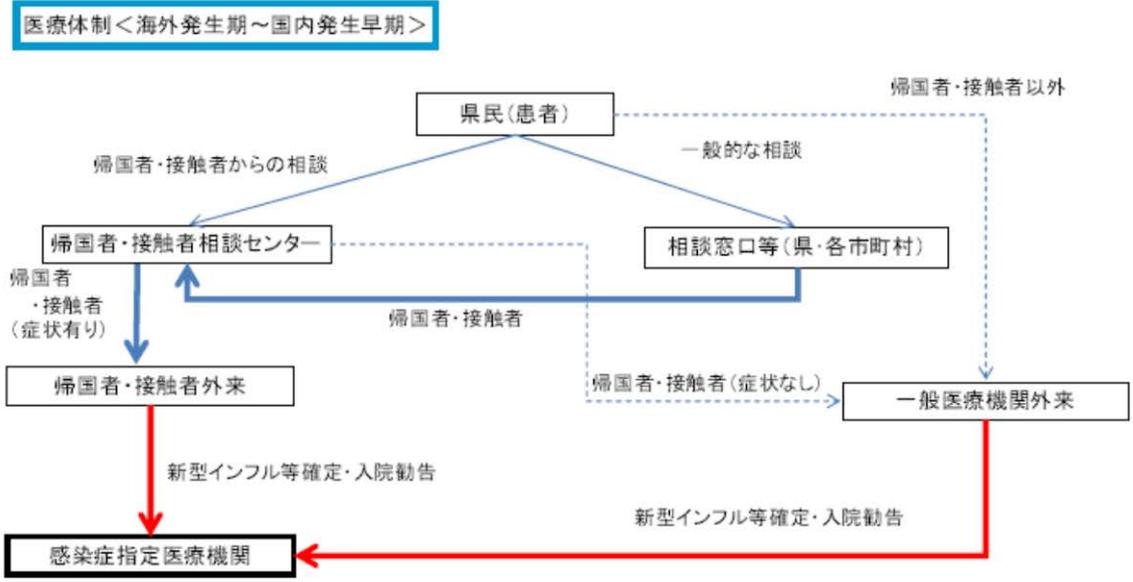
県は、国と連携して、要請等に応じて患者等に対する医療を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償する（特措法第62条第2項）。また、医療の提供の要請等に応じた医療関係者が、損害を被った場合には、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族もしくは被扶養者に対して補償をする（特措法第63条）。

(オ) 抗インフルエンザ薬等

県は、県内の備蓄状況や流通状況等を勘案し、県民の45%に相当する量を目標にして抗インフルエンザウイルス薬を備蓄する。インフルエンザウイルス株によっては、オセルタミビルリン酸（商品名：タミフル）に耐性を示す場合もあることから、抗インフルエンザウイルス薬耐性株の検出状況や臨床現場での使用状況等を踏まえ、今後、備蓄薬を追加・更新する際には、他の薬剤の備蓄割合を増やすことを検討する。

本町においては、県の抗インフルエンザ薬の備蓄状況を確認するとともに、マスクや消毒薬等の確保を図る。

＜発生段階ごとの医療体制＞



・ここでいう「一般医療機関」とは、内科・小児科等、季節性インフルエンザの診療を行う全ての医療機関を指す。
 ・海外発生～県内発生早期において、帰国者や接触者であっても、帰国者・接触者相談センターを通さず受診する方もおり、一般医療機関においても院内感染対策を要する。
 ・県内感染期には、帰国者・接触者外来は廃止し、原則、全ての医療機関において診療を行う。また、入院勧告も原則行わない。(患者入院による感染拡大防止等が望めないため)

(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保

新型インフルエンザは、全人口の25%が罹患し、流行が約8週間程度続くと予測されている。また、本人や家族のり患等により、従業員の最大40%が欠勤する事態も予測され、社会・経済活動の大幅な縮小、停滞を招くとともに、公共サービスの中断や物資の不足も危惧される。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、町民の生活及び経済への影響を最小限とできるよう、県、町、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者は特措法に基づき事前に十分準備を行い、一般の事業者や町民においても事前の準備を行うことが重要である。

また、新型インフルエンザ等の発生時に備え、町民に対し、家庭内での感染対策や食料品、生活必需品の備蓄に努めること等事前の準備を呼びかけていく必要がある。

高齢者世帯や障がい者世帯等の要援護者は、新型インフルエンザ等のまん延によって孤立化し、自立した生活を維持することが困難になることが想定される。

このため、日頃から地域の様々な関係機関や団体等と連携して、支援が必要な要援護者を把握し、地域全体で継続的に見守る体制を構築するとともに、まん延時には、これらの日頃からの見守りによる情報を活用し、生活支援につなげていく必要がある。

Ⅲ 各発生段階における対策

発生段階の概要

町行動計画は、新型インフルエンザ等の発生に備え、未発生期、海外発生期、県内未発生期、県内発生早期、県内感染期、小康期の6段階に分類し、それぞれの段階に応じた対策等を定める。

○奈良県における発生段階（6段階）

流行状態		県の発生段階	国の発生段階
1	新型インフルエンザ等が発生していない	未発生期	未発生期
2	海外等で新型インフルエンザ等が発生	海外発生期	海外発生期
3	いずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、奈良県内では発生していない。	県内未発生期	国内発生早期 国内感染期
4	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える	県内発生早期	
5	県内で新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	県内感染期	国内感染期
6	新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている	小康期	小康期

【未発生期】
予想される状況
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
対策の目的
<ol style="list-style-type: none"> 1) 発生に備えて体制の整備を行う。 2) 国際的な連携の下に発生の早期確認に努める。
対策の考え方
<ol style="list-style-type: none"> 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本行動計画を踏まえ、国や市町村等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、県民全体で認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

(1) 実施体制

(1)-1 行動計画等の作成・見直し

本町は、特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。

(1)-2 体制の整備及び国・地方公共団体の連携強化

本町は、県、国、指定（地方）公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

(2) サーベイランス・情報収集

(2)-1 情報収集

本町は、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。

(2)-2 通常のサーベイランス

本町は、毎年冬期に流行する季節性インフルエンザについて、県が行う、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級、学校閉鎖等）の調査に協力する。

(3) 情報提供・共有

(3)-1 継続的な情報提供

- ① 本町は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。
- ② 本町は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。

(3)-2 体制整備等

本町は、コミュニケーションの体制整備等の事前準備として以下の取り組みを行う。

- ① 新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた町民への情報提供の内容や、媒体等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定する。
- ② 一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を構築する。
- ③ 常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供に活かす体制を構築する。
- ④ 地域における対策の現場となる地方公共団体や関係機関等とメールや電話を活用して、さらに可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を構築する。さらにインターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有の在り方を検討する。
- ⑤ 新型インフルエンザ等発生時に、町民からの相談に応じるため、相談窓口等を設置する準備を進める。

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 対策実施のための準備

(4)-1-1 個人における対策の普及

- ① 本町は、学校・保育施設、福祉施設、事業者等に対して、基本的な感染予防対策や感染対策についての知識の普及、理解促進を図る。
 - a 基本的な感染予防対策例
 - ・ マスク着用
 - ・ 手洗い
 - ・ うがい
 - ・ 咳エチケット

Ⅲ 各発生段階における対策【未発生期】

- ・ 人混みを避ける 等
- b 自ら感染が疑わしい場合の基本的な感染対策例
 - ・ 郡山保健所に連絡する。
 - ・ 感染を広げないように不要不急な外出を控える。
 - ・ マスクの着用等咳エチケットを行う 等

- ② 本町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、県が行う不要不急の外出の自粛要請の感染対策についての理解促進を図る。

(4)-1-2 地域対策・職場対策の周知

本町は、新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備を行う。また、新型インフルエンザ等緊急事態において、県が行う施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。

(4)-2 予防接種

(4)-2-1 ワクチンの供給体制

- ① 県は、管内において、ワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。本町は、県と連携を図り、ワクチンの供給等の情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

(4)-2-2 登録事業者の登録

- ① 本町は、国の示す登録事業者の登録実施要領に基づき、事業者に対して、登録作業に係る周知を行う。
- ② 本町は、国が、事業者の登録申請を受け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録することに協力する。

(4)-2-3 接種体制の構築

(4)-2-3-1 特定接種

本町は、特定接種の対象となり得る本町職員等に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

(4)-2-3-2 住民接種

- ① 本町は、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、町民に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図る。
- ② 本町は、円滑な接種の実施のために、県の支援を受け、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう努

める。

- ③ 本町は、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。

(4)-2-6 情報提供

本町は、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位の在り方といった基本的な情報について情報提供を行い、町民の理解促進を図る。

(5) 医療

本町は、新型インフルエンザ等の患者が適切な医療が受けられるように、医療機関との連絡調整を図るとともに、関係機関等と連携し、在宅で療養する患者の支援準備を行う。また、県が行う医療に関する対策に対し、適宜協力する。

○県が行う医療に関する対策

(5)-1 地域医療体制の整備

- ① 県は、奈良市と連携し、原則として、保健所圏域を単位とし、保健所を中心として、地区医師会、地区薬剤師会、指定（地方）公共機関を含む地域の中核的医療機関（独立行政法人国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等）や医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。
- ② 県は、発生時の地域医療体制の確保のために、平素から地域の医療関係者との間で、発生時の医療体制について協議、確認を行う。
- ③ 県は、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置の準備や、感染症指定医療機関等での入院患者の受入準備を進める。また、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策等を進めるよう要請する。

(5)-2 県内感染期に備えた医療の確保

- ① 全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、国が作成するマニュアルを示すなどしてその作成の支援に努める。
- ② 地域の実情に応じ、指定（地方）公共機関を含む感染症指定医療機関等のほか、指定（地方）公共機関である医療機関（独立行政法人国立病院機構の病院等）又は公的医療

Ⅲ 各発生段階における対策【未発生期】

機関等（大学附属病院、公立病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院等）で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努める。

- ③ 奈良市の協力を得ながら、入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等を把握する。
- ④ 入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、臨時の医療施設等で医療を提供することについて検討する。
- ⑤ 地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。
- ⑥ 社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。
- ⑦ 国が検討を進める県内感染期における救急機能を維持するための方策について、消防本部に周知する。

(5)-3 手引き等の策定、研修等

- ① 県は、国が示す新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関する手引き等を医療機関に周知する。
- ② 県は、国と連携しながら、医療従事者等に対し、県内発生を想定した研修や訓練を行う。

(5)-4 医療資器材の整備

県は、国と協力し、必要となる医療資器材（個人防護具、人工呼吸器等）をあらかじめ備蓄・整備する。また、国からの要請に基づき、医療機関において、必要な医療資器材や増床の余地に関して調査を行った上、十分な量を確保するよう努める。

(5)-5 検査体制の整備

県は、国の要請に基づき、奈良県保健研究センター等における新型インフルエンザ等に対するPCR 検査等を実施する体制を整備する。

(5)-6 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

県は、諸外国における備蓄状況や最新の医学的な知見等を踏まえ、新たな抗インフルエンザウイルス薬の備蓄割合を検討するとともに、計画的かつ安定的な備蓄を進める。なお、その際、現在の備蓄状況や流通の状況等も勘案する。

(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保

Ⅲ 各発生段階における対策【未発生期】

(6)-1 業務計画等の策定

本町は、町内事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生時に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する等事前の準備を呼びかける。

(6)-2 食料品、生活必需品の備蓄等

本町は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、家庭内での感染対策や食料品、生活必需品等の備蓄に努める等事前の準備を呼びかける。

(6)-3 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

本町は、高齢者、障害者等の要援護者の把握及び県内感染期における要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等に関する具体的手続きを決定する。

(6)-4 火葬能力等の把握

本町は、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備を行う。

(6)-5 物資及び資材の備蓄等

本町は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材の備蓄等を行い、または施設及び設備の整備等を行う。

【海外発生期】
予想される状況
<ul style="list-style-type: none"> ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。 ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。 ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合や、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。
対策の目的
<ol style="list-style-type: none"> 1) 国内の状況等を注視しつつ、県内発生の遅延と早期発見に努める。 2) 県内発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方
<ol style="list-style-type: none"> 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 2) 対策の判断に役立てるため、海外及び国内での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 3) 国内発生した場合には早期に発見できるよう、情報収集体制を強化する。 4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生した場合の対策についての確かな情報提供を行い、医療機関、事業者及び町民等に準備を促す。 5) 医療機関への情報提供、診療体制の確立、県民生活及び経済の安定のための準備、プレパランデミックワクチンの接種等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1) 実施体制

(1)-1 体制強化等

- ① 本町は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、庁内において連絡会議等を開催し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、県と連携し、必要な対策を講じる。
- ② 本町は、県が対策本部を設置した場合、速やかに町対策本部を設置し、国が決定する基本的対処方針を踏まえ、町行動計画等に基づく事前準備を行う。

(2) サーベイランス・情報収集

(2)-1 情報収集

本町は、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。

(2)-2 サーベイランスの強化等

本町は、県が行う以下のサーベイランスの取り組みに対し、適宜協力する。

○県が行うサーベイランスの取り組み

- ① 県は、引き続き、県内における新型インフルエンザ等に関する通常のサーベイランスを実施する。
- ② 県は、県内における新型インフルエンザ等の患者を早期に発見し、新型インフルエンザ等の患者の臨床像等の特徴を把握するため、全ての医師に新型インフルエンザ等患者（疑い患者を含む。）を診察した場合の届出を求め、全数把握を開始する。
- ③ 県は、感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。
- ④ 県は、引き続き、国が行う鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集に協力する。

(3) 情報提供・共有

(3)-1 情報提供

本町は、町民に対して、海外での発生状況、現在の対策、国内発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、ホームページ等で詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。

(3)-2 情報共有

本町は、国、県及び関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う問い合わせ窓口を設置し、メール等による対策の理由、プロセス等の共有を行う。

(3)-3 相談窓口等の設置

本町は、住民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口等を設置し、国が作成したQ&A等を活用し、適切な情報提供を行う。

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 町内でのまん延防止対策の準備

本町は、国、県と相互に連携し、町内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、個人がとるべき対応等について町民に周知する。また、県が行う感染症法に基づく、患者

Ⅲ 各発生段階における対策【海外発生期】

への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備に協力する。

(4)-2 予防接種

(4)-2-1 接種体制

(4)-2-1-1 特定接種

本町は、国の基本的対処方針を踏まえ、国、県と連携し、町医師会の協力を得ながら、特定接種となり得る本町職員等に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

(4)-2-1-2 住民接種

①本町は、国が、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の準備を開始した時は、国、県と連携して、接種体制の準備を行う。

②本町は、国の要請を受け、全町民が速やかに接種できるよう集団的な接種を行うことを基本として、接種体制の構築の準備を行う。

(4)-2-2 情報提供

本町は、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった国からの具体的な情報について、町民等に対し積極的に情報提供を行う。

(5) 医療

本町は、新型インフルエンザ等の患者が適切な医療が受けられるように、医療機関との連絡調整を図るとともに、関係機関等と連携し、在宅で療養する患者の支援準備を行う。また、県が行う医療に関する対策に対し、適宜協力する。

(5)-1 新型インフルエンザ等の症例定義

本町は、国が新型インフルエンザ等の症例定義を明確にしたときは、関係機関に周知する。

○県が行う医療に関する対策

(5)-2 県の医療体制の整備

①発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等に罹患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行う。そのため、帰国者・接触者外来を整備する。

②帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可

Ⅲ 各発生段階における対策【海外発生期】

能性もあるため、県医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。

- ③ 帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。

(5)-3 帰国者・接触者相談センターの設置

県及び奈良市は、国の要請に基づき、以下の対策を実施する。

- ① 帰国者・接触者相談センターを各保健所に設置する。なお、流行状況に応じて、帰国者・接触者相談センターの運営について調整を図る。
- ② 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

(5)-4 医療機関等への情報提供

県は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。また、他府県と隣接する医療機関に対しては、隣接する府県の発生段階を踏まえて適切な情報提供を行う。

(5)-5 検査体制の整備

- ① 県は、国からの技術支援を受け、保健研究センターにおいて新型インフルエンザ等に対するPCR等の検査を実施するための検査体制を速やかに整備する。
- ② 県及び奈良市は、各医療機関で新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から医師が採取した検体を搬送し、保健研究センターにおいて亜型等の同定を行う。また、必要に応じ、検体を国立感染症研究所に送付する。

(5)-6 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等

- ① 県は、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。
- ② 県は、医療機関に対し、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。
- ③ 県は、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。

(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保

(6)-1 事業者の対応

Ⅲ 各発生段階における対策【海外発生期】

本町は、町内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を実施するための準備を行うよう依頼する。

(6)-2 遺体の火葬・安置

本町は、県と連携し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

(6)-3 食料品・生活必需品等の確保

本町は、医薬品、食料品等を確保するため、県が行う生産、流通、運送事業者等の職場における感染防止及び業務の継続準備の要請に協力する。

【県内未発生期】（国内発生早期）
予想される状況
・国内のいずれかの都道府県において新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、本県では発生しておらず、かつ全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態。
対策の目的
1) 県内発生が遅延と県内発生早期発見に努める。 2) 県内発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方
1) 県内発生に備え、原則として海外発生期の対策を継続する。 2) 国内発生、流行拡大に伴って、国が定める方針等について必要な対策を行う。 3) 県内未発生であっても、新型インフルエンザ等緊急事態宣言により、緊急事態措置を実施すべき区域の公示を受けた場合は、積極的な感染防止策等を行う。

(1) 実施体制

(1)-1 実施体制

本町は、必要に応じ町対策本部会議を開催し、国が示した基本的対処方針に基づき、県内未発生期（国内発生早期）における対策について検討し、実行する。

(1)-2 政府現地対策本部の設置

本町は、国が政府現地対策本部を設置した場合、県と連携し、国からの要請等に適宜協力する。

(1)-3 町対策本部の設置（緊急事態宣言がなされた場合）

本町は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに町対策本部を設置する。

(2) サーベイランス・情報収集

(2)-1 情報収集

本町は、WHO、政府対策本部、国立感染症研究所等の発表等を通じて、国内外での新型インフルエンザ等の発生状況や、抗インフルエンザ薬やワクチンの有効性・安全性等について、必要な情報を収集する。

(2)-1 サーベイランス

Ⅲ 各発生段階における対策【県内未発生期】

本町は、県が行う以下のサーベイランスの取り組みに対し、適宜協力する。

○県が行うサーベイランスの取り組み

- ① 県は、引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握の強化を実施する。
- ② 県は、国が公表する新型インフルエンザ等患者の臨床症状について情報収集し、医療機関等に対して症状や治療等に関する有用な情報を迅速に提供する。
- ③ 県は、県内の発生状況をできる限りリアルタイムで把握し、国に対して発生状況を速やかに報告し、連携しながら必要な対策を実施する。
- ④ 県は、国と連携し、発生した県内患者について、初期の段階には、積極的疫学調査チームの派遣を要請するなどし、互いに連携して調査を実施し、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析する。

(3) 情報提供・共有

(3)-1 情報提供

- ① 本町は、町民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。
- ② 本町は、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。
- ③ 本町は、町民から相談窓口等に寄せられる問い合わせから、どのような情報を必要としているかを把握し、住民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。

(3)-2 情報共有

本町は、引き続き、国や県、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な受理及び伝達と、対策の現場の状況把握を行う。

(3)-3 相談窓口等の体制充実・強化

本町は、国が作成したQ & A等を活用し、相談窓口等相談体制の充実・強化を図る。

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 町内でのまん延防止対策の準備

① 本町は、町内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、県が行う以下の対策に対し、適宜協力する。

○県が行う予防・まん延防止に関する対策

- ・住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- ・事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
- ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、県が、学校保健安全法に基づき、臨時に、学校の全部または一部の休業を行うよう学校の設置者に要請する。
- ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講じるよう要請する。

② 本町は、県の要請に応じ、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう依頼する。

(4)-2-1 予防接種（特定接種）

本町は、引き続き、県と連携し、町医師会の協力を得ながら、特定接種の対象となり得る本町職員等に対して、特定接種を進める。

(4)-2-2 予防接種（住民接種）

① パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要するが、供給が可能になり次第、町医師会の協力を得て、本町は、接種を開始するとともに、国の要請に基づき接種に関する情報提供を開始する。

② 本町は、国が決定した住民への接種順位に基づき、予防接種法第6条第3項に規定する新臨時接種を実施するよう県から指示があったときには、接種体制の準備を行う。

③ 本町は、住民接種の実施にあたり、保健センターや学校等での集団接種や医療機関での接種等接種対象者に応じた接種体制の構築を行う。

(4)-3 緊急事態宣言がなされた場合の措置

県域において緊急事態宣言がなされた場合には、本町は、県が講じる以下の措置に対し、適宜協力する。

① 新型インフルエンザ等緊急事態においては、県は、国の基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。

○緊急事態宣言がなされた場合の県の措置

- ・特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて

期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、まん延防止に効果があると考えられる区域(市町村単位、都道府県内のブロック単位)とすることが考えられる。

- ・ 特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対し、期間を定めて、施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

- ・ 特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

- ② 本町は、住民に対する予防接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(5) 医療

本町は、新型インフルエンザ等の患者が適切な医療が受けられるように、医療機関との連絡調整を図るとともに、関係機関等と連携し、在宅で療養する患者の支援準備を行う。また、県が行う医療に関する対策に対し、適宜協力する。

○県が行う医療に関する対策

(5)-1 医療体制の整備

県及び奈良市は、国の要請に基づき、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、海外発生期に引き続き継続する。

一般医療機関においても、新型インフルエンザ等の患者を診察する可能性があることから、院内感染対策等を進めるよう要請する。

Ⅲ 各発生段階における対策【県内未発生期】

また、発生国からの帰国者等であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

(5)-2 帰国者・接触者相談センターの充実・強化

県及び奈良市は、引き続き、以下の措置を講じる。

- ① 帰国者・接触者相談センターの充実・強化を行う。（人員の増加、24時間体制での開設など）
- ② 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センターを通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

(5)-3 患者への対応等

- ① 県は、国と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては、原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。
- ② 県は、国と連携し、必要と判断した場合に、保健研究センターにおいて、新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行う。
全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査等の確定検査は重症者等に限定して行う。
- ③ 県は、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。

(5)-4 医療機関等への情報提供

県は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

(5)-5 検査体制の整備

県は、引き続き、ウイルス株の情報に基づき、保健研究センター等において、新型インフルエンザに対するPCR検査体制を確立する。

(5)-6 抗インフルエンザウイルス薬

- ① 県は、引き続き、県における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量を把握し、適切な流通を指導するとともに、放出に備えて医薬品卸売業者等と必要な調整を行う。

Ⅲ 各発生段階における対策【県内未発生期】

② 県は、県内発生早期、県内感染期に備え、市町村や医療機関等に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するように要請する。

(5)-7 医療機関・薬局における警戒活動

県は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。

(5)-8 緊急事態宣言がなされた場合の措置

県は、緊急事態宣言がなされた場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講じる。

(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保

(6)-1 事業者の対応

本町は、引き続き、町内の事業者に対して、発生状況等に関する情報収集に努めるとともに、従業員の健康管理を徹底し、職場における感染防止策の実施の準備を依頼する。

(6)-2 町民・町内事業者への呼びかけ

- ① 本町は、町民に対し、食料品、生活必需品等の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、町内の事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう依頼する。
- ② 本町は、町民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

(6)-3 遺体の火葬・安置

本町は、引き続き、県内感染期に備え、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

(6)-4 緊急事態宣言がなされた場合の措置

緊急事態宣言がなされた場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の措置を講じる。

(6)-4-1 事業者の対応等

指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施する

ため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医療の提供並びに町民生活及び町民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。

(6)-4-2 電気及びガス並びに水の安定供給

電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

本町は、町行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

(6)-4-3 運送・通信・郵便の確保

運送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、体制の確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講じる。

電気通信事業者である指定公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講じる。

郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講じる。

(6)-4-4 サービス水準に係る町民への呼びかけ

本町は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、町民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

(6)-4-5 緊急物資の運送等

- ① 本町は、緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急物資運送体制の整備に努める。
- ② 県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。
- ③ 県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。
- ④ 県は、正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、必要に応じ、指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示する。

(6)-4-6 生活関連物資等の価格の安定等

本町は、町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、国や県と連携し調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の依頼を行う。また、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

(6)-4-7 犯罪の予防・取締り

本町は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、県が行う犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動の推進、悪質な事犯に対する取締りの徹底に協力する。

【県内発生早期】
<p>予想される状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内において新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。 ・国内では、国内発生早期又は国内感染期にあることが想定される。 <ul style="list-style-type: none"> （国内発生早期）国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態。 （国内感染期）国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。） ・国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。
<p>対策の目的</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 県内での感染拡大をできる限り抑える。 2) 患者に適切な医療を提供する。 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。
<p>対策の考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。発生した新型インフルエンザ等の状況により、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされる場合は、積極的な感染防止策等をとる。 2) 医療体制や感染拡大防止策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るために、県民への積極的な情報提供を行う。 3) 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国から提供される国内外の情報を医療機関等に提供する。 4) 新型インフルエンザ等患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染防止策を実施する。 5) 県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、県民生活及び経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。

(1) 実施体制

(1)-1 実施体制

- ① 本町は、県内での発生が確認されたときは、速やかに町対策本部会議を開催し、県内

Ⅲ 各発生段階における対策【県内発生早期】

発生早期における対策等を実行するとともに、感染拡大に備えた対応を検討する。

- ② 国が県内に政府新型インフルエンザ等現地対策本部を設置した場合、本町は、県と連携し、国からの要請等に対し適宜協力する。
- ③ 本町は、緊急事態宣言がなされる可能性を踏まえ、町対策本部の設置の準備を行う。

(1)-2 緊急事態宣言がなされた場合の対応

本町は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに町対策本部を設置し、変更された基本的対処方針に基づき、対応措置について検討し、措置を講じる。

(2) サーベイランス・情報収集

(2)-1 情報収集

本町は、引き続き、WHO、政府対策本部、国立感染症研究所等の発表等を通じて、国内外での新型インフルエンザ等の発生状況や、抗インフルエンザ薬やワクチンの有効性・安全性等について、必要な情報を収集する。

(2)-2 サーベイランス

本町は、県が行う以下のサーベイランスの取り組みに対し、適宜協力する。

○県が行うサーベイランスの取り組み

- ① 県は、引き続き、新型インフルエンザ等患者及び入院患者の全数把握、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。
- ② 県は、発生した県内患者について、初期の段階には、積極的疫学調査チームを派遣し、国と連携して調査を実施し、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析する。

(3) 情報提供・共有

(3)-1 情報提供

- ① 本町は、町民等に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、実施主体等を詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。
- ② 本町は、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。
また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策について、情報を適切に提供する。

- ③ 本町は、町民から相談窓口等に寄せられる問い合わせから、どのような情報を必要としているかを把握し、住民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。

(3)-2 情報共有

本町は、国や県、関係機関等との、インターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な受理及び伝達と、対策の現場の状況把握を行う。

(3)-3 相談窓口等の充実・強化

本町は、状況の変化に応じて改定された国のQ & A等を活用し、相談窓口等の充実・強化を図る。

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 感染拡大防止策

- ① 本町は、町民や事業者等に対して、県が行う以下の対策に対し、適宜協力する。
- 県が行う予防・まん延に関する対策
- ・町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。・事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
 - ・事業者に対し、職場における感染拡大防止策の徹底を要請する。
 - ・公共交通機関に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講じるよう要請する。
- ② 本町は、県の要請に応じ、病院・高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染防止策を強化するよう依頼する。
- ③ 本町は、国・県からの情報提供やウイルスの病原性等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すと同時に、学校保健安全法に基づき臨時休業等について学校の設置者に依頼する。

(4)-3 予防接種

(4)-3-1 接種体制（特定接種）

本町は、引き続き、県と連携し、町医師会の協力を得ながら、特定接種となり得る本町職員等に対して、特定接種を進める。

(4)-3-2 接種体制（住民接種）

Ⅲ 各発生段階における対策【県内発生早期】

- ① 本町は、引き続き、町医師会の協力を得ながら、住民接種を行う。
- ② 本町は、国が決定した接種順位を踏まえ、パンデミックワクチンが供給可能になり次第、関係者の協力を得て接種を開始するとともに、接種に関する情報提供を開始する。
- ③ 本町は、住民接種の実施にあたり、保健センターや学校等での集団接種や医療機関での接種等接種対象者に応じた接種を進める。

(4)-4 緊急事態宣言がなされた場合の措置

県は、緊急事態宣言がなされた場合には、上記の対策に加え、国が示す基本的対処方針に基づき、以下の措置を講じる。本町は、適宜協力する。

① 緊急事態宣言がなされた場合の県の措置

- ・特措法第45条第1項に基づき、県民に対して、潜伏期間や治療までの期間を踏まえて、期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染予防策を徹底するよう要請する。この際、対象となる区域（市町村単位、県内のブロック単位等）については、人の移動の実態等を踏まえ、感染拡大防止に効果があると考えられる区域とする。
- ・特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対して、期間を定めた上で、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・経済の混乱を回避するために特に必要であると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

なお、要請又は指示を行った際は、その施設名を公表する。

- ・特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設等について、職場も含め、感染対策の徹底の要請を行う。当該要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染予防策の徹底の要請を行う。当該要請にもなお応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・経済の混乱を回避するため特に必要と認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

なお、要請又は指示を行った際は、その施設名を公表する。

② 住民接種

本町は、国が示す基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を町医師会の協力を得ながら、速やかに実施する。

(5) 医療

本町は、新型インフルエンザ等の患者が適切な医療が受けられるように、医療機関との連絡調整を図るとともに、関係機関等と連携し、在宅で療養する患者を支援する。また、県が行う以下の対策に対し、適宜協力する。

○県が行う医療に関する対策

(5)-1 医療体制の整備

- ① 県は、引き続き、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を継続する。
- ② 県は、一般医療機関においても、新型インフルエンザ等の患者を診察する可能性があることから、院内感染対策等を進めるよう要請する。また、発生国からの帰国者等であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

(5)-2 帰国者・接触者相談センターの充実・強化

県は、引き続き、以下の措置を講じる。

- ① 帰国者・接触者相談センターの充実・強化を行う。（人員の増加、24時間体制での開設など。）
- ② 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センターを通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

(5)-3 医療機関等への情報提供

県は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

(5)-4 検査体制の整備

県は、引き続き、ウイルス株の情報に基づき、必要と判断される場合は、保健研究センター等において、新型インフルエンザ等のPCR検査等を行う。全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、県内の患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査等は重症者等に限定して行う。

(5)-5 抗インフルエンザウイルス薬

- ① 県は、引き続き、県における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量を把握し適切な流通を指導するとともに、放出に備えて医薬品卸売業者等と必要な調整を行う。
- ② 県は、県内感染期に備え、市町村や医療機関等に対してインフルエンザに関する疫学的な情報に基づき、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。

(5)-6 在宅患者等への支援

本町は、関係機関等の協力を得ながら、在宅で診療する新型インフルエンザ等患者への支援（見回り、訪問看護、食事の提供、医療機関への搬送）や自宅で死亡した患者への対応に係る準備を行う。

(5)-7 医療機関・薬局等への支援

県は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動を行う。

(5)-8 緊急事態宣言がなされた場合の措置

県は、緊急事態宣言がなされた場合には、上記の対策に加え、必要に応じて、医療機関並びに医薬品等の販売業者である指定地方公共機関に対して、事業計画で定めるところにより、医療機関若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講じるよう要請する。

(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保

(6)-1 事業者の対応

本町は、町内の事業者に対して、発生状況等に関する情報収集に努めるとともに、従業員の健康管理を徹底し、職場における感染防止策を実施するよう依頼する。また、県が行う対策に、適宜協力する。

(6)-2 食料品・生活必需品等の確保

- ① 本町は、新型インフルエンザ等の発生に伴い、町内の業者に対して、食料品、生活必需品等の価格が高騰しないよう、また、買い占めや売り惜しみが生じないよう調査・監視するとともに、消費者に対し適切な行動をとるよう呼びかける。
- ② 本町は、町民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

(6)-3 遺体の火葬・安置

本町は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

(6)-4 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援等

本町は、平時から、支援を必要とする在宅の要援護者を把握するよう努め、新型インフ

ルエンザ等発生時には、生活支援等を行う。

(6)-5 緊急事態宣言がなされた場合の措置

(6)-5-1 電気及びガス並びに水の安定供給

電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

本町は、行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

(6)-5-2 運送・通信・郵便の確保

運送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、体制の確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講じる。

電気通信事業者である指定公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講じる。

郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講じる。

(6)-5-3 緊急物資の運送等

- ① 本町は、緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急物資運送体制の整備に努める。
- ② 県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。
- ③ 県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器等の配送を要請する。
- ④ 県は、正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、必要に応じ、指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示する。

(6)-5-4 生活関連物資等の価格の安定等

本町は、町民生活・経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め及び売り惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業

Ⅲ 各発生段階における対策【県内発生早期】

団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の依頼を行う。また、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

(6)-5-5 犯罪の予防・取締り

本町は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、県が行う犯罪情報の集約、広報啓発活動の推進、悪質な事犯に対する取締りの徹底に協力する。

【県内感染期】
<p>予想される状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。 ・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。 ・ 国内では、国内感染期にある。 <p>（国内感染期）国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。
<p>対策の目的</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 医療体制を維持する。 2) 健康被害を最小限に抑える。 3) 県民生活・経済への影響を最小限に抑える。
<p>対策の考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は実施する。 2) 県内の発生状況等から、本県の実施すべき対策の判断を行う。 3) 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動についてわかりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負担を軽減する。 5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。 6) 欠勤者の増大が予測されるが、県民生活・経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負担を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。 8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制

(1)-1 実施体制

県は、県内の新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくな

Ⅲ 各発生段階における対策【県内感染期】

った状態となり、かつ、国が国内感染期の基本的対処方針及び国内感染期であることを公示したときは、県対策本部会議を開催し、基本的対処方針及び県行動計画に基づく対策等を協議、実行する。

本町は、県等と連携を図り、町行動計画に基づく対策等を協議し、実行する。

(1)-2 緊急事態宣言がなされた場合の措置

緊急事態宣言がなされた場合には、上記の対策に加え、国が示す基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。

- ① 本町は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに町村対策本部を設置する。
- ② 本町は、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合には、特措法に基づく他の地方公共団体による代行、応援、職員の派遣等の措置の活用を行う。

(2) サーベイランス・情報収集

(2)-1 情報収集

本町は、引き続き、WHO、政府対策本部、国立感染症研究所等の発表等を通じて、国内外での新型インフルエンザ等の発生状況や、各国の対応等について、必要な情報を収集する。

(2)-2 サーベイランス

県は、新型インフルエンザ等患者の全数把握は中止し、インフルエンザ等に関する通常のサーベイランスを継続する。

本町は、県が行うサーベイランスの取り組みに対し、適宜協力する。

(2)-3 調査研究

県は、引き続き、発生した県内患者について、国と連携して調査を実施し、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析する。

(3) 情報提供・共有

(3)-1 情報提供

- ① 本町は、町民等に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、実施主体等を詳細に分か

りやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。

- ② 本町は、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策や、社会活動の状況についての情報を適切に提供する。
- ③ 本町は、町民から相談窓口等に寄せられる問い合わせから、どのような情報を必要としているかを把握し、住民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。

(3)-2 情報共有

本町は、引き続き、国や県、関係機関等との、インターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針の迅速な受理及び伝達と、流行や対策の状況把握を行う。

(3)-3 相談窓口等の継続

本町は、状況の変化に応じて改定された国のQ & A等を活用し、相談体制の充実・強化を図り、引き続き、相談窓口の開設を継続する。

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 町内での感染拡大防止策

- ① 本町は、住民及び事業者等に対して、県が行う以下の対策に協力する。
 - 県が行う予防・まん延防止に関する対策
 - ・町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。
 - ・事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
 - ・事業者に対し、職場における感染拡大予防策の徹底を要請する。
 - ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づき、臨時に、学校の全部または一部の休業を行うよう学校の設置者に要請する。
 - ・公共交通機関に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。
- ② 本町は、県の要請に応じ、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう依頼する。

(4)-2 予防接種

本町は、県内発生早期の対策を継続し、国が行う特定接種に協力するとともに、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

(4)-3 緊急事態宣言がなされた場合の措置

緊急事態宣言がなされた場合には、国が示す基本的対処方針に基づき、県が講じる以下の措置に対し、本町は、適宜協力する。

① 緊急事態宣言がなされた場合の県の措置

新型インフルエンザ等緊急事態においては、患者数の増加に伴い医療体制の負荷が課題となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、国が示す基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。

- ・特措法第45条第1項に基づき、県民に対して、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染防止策の徹底を要請する。
- ・特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。
- ・特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・経済の混乱を回避するために特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。
- ・特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

② 住民接種

本町は、厚生労働大臣の指示する住民への接種順位に係る基本的な考え方等に基づき、特措法第46条の規定及び予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を進める。

(5) 医療

本町は、新型インフルエンザ等の患者が適切な医療が受けられるように、医療機関との連絡調整を図るとともに、関係機関等と連携し、在宅で療養する患者を支援する。

既存の医療施設の対応能力を超えるような事態においては、県や関係機関等と連携し、臨時の医療施設の設置や、災害医療に準じた体制を確保する。また、県が行う医療に関する対策に対し、適宜協力する。

○県が行う医療に関する対策

(5)-1 患者への対応

- ① 県は、帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行うよう、関係機関へ要請する。
- ② 県は、入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう関係機関に周知する。
- ③ 県は、国が次のような対応方針について示した場合、速やかに関係機関へ周知する。
・高血圧等の慢性疾患および新型インフルエンザについて電話診療が可能な場合における抗インフルエンザ薬等の処方箋発行やファクシミリ等による送付。
- ④ 県は、医療機関における従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるよう調整する。

(5)-2 医療機関等への情報提供

県は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

(5)-3 抗インフルエンザウイルス薬

県は、県における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量を把握し、流通状況を調査するとともに、患者の発生状況を踏まえ、不足している地域がある場合には、県備蓄分を放出するとともに、国に対して必要に応じて国備蓄分を放出するよう要請する。

(5)-4 在宅患者等への支援

県は、引き続き、市町村に対し、関係団体の協力を得ながら、在宅で診療する新型インフルエンザ等患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行うよう要請する。

(5)-5 医療機関・薬局等における警戒活動

県は、引き続き、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。

(5)-6 緊急事態宣言がなされた場合の措置

県は、緊急事態宣言がなされた場合には、上記の対策に加え、必要に応じて、以下の措置を講じる。

○緊急事態宣言がなされた場合の県の措置

- ① 引き続き、医療機関並びに医薬品等の販売業者等である指定地方公共機関に対して、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講じるよう要請する。
- ② 国と連携し、県内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染拡大の防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保

(6)-1 事業者の対応

本町は、町内の事業者に対して、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染予防策を継続するよう県が行う要請に協力する。

(6)-2 町民・事業者への呼びかけ

- ① 本町は、町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。
- ② 本町は、医薬品、食料品等を確保するため、県が行う生産、流通、輸送事業者等の職場における感染防止策及び業務の継続要請に対し、適宜協力する。

(6)-3 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援等

本町は、引き続き、要援護者への生活支援等を行う。

(6)-4 緊急事態宣言がなされた場合の措置

本町は、緊急事態宣言がなされた場合には、上記の対策に加え、県が講じる以下の措置に対し、適宜協力を行う。

(6)-4-1 業務の継続等

- ① 県は、指定（地方）公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者に対し、事業

の継続を行うよう要請する。その際、国が示す事業継続のための法令の弾力運用について周知を行う。

- ② 県は、各事業者等における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員の罹患状況等を確認し、必要な対策を速やかに検討する。

(6)-4-2 電気及びガス並びに水の安定供給

電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

本町は、行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

(6)-4-3 運送・通信等の確保

運送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、体制の確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講じる。

電気通信事業者である指定公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講じる。

(6)-4-4 サービス水準に係る町民への呼びかけ

町内の事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、町民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

(6)-4-5 緊急物資の運送等

- ① 県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。
- ② 県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。
- ③ 県は、正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、必要に応じ、指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示する。

(6)-4-6 物資の売渡しの要請等

- ① 県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の

Ⅲ 各発生段階における対策【県内感染期】

売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ物資を収用する。

- ② 県は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。

(6)-4-7 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 本町は、町民生活・経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 本町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ確かな情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 本町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、町行動計画で定めるところにより、適切な措置を講じる。

(6)-4-8 犯罪の予防・取締り

本町は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、県が行う犯罪情報の集約、広報啓発活動の推進、悪質な事犯に対する取締りの徹底に協力する。

(6)-4-9 埋葬・火葬の特例等

- ① 本町は、火葬場は、可能な限り火葬炉を稼働する。
- ② 本町は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ③ 県は、新型インフルエンザ等緊急事態において埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合、緊急の必要があると認めるときは、当該市町村以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続きの特例を定めるよう、国に対して要請する。
- ④ 県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

(6)-4-10 ボランティア等の応援体制

本町は、必要に応じて、自治会等との連携を図り、町民協働体制（ボランティア等の受入等）の確保を行う。

【小康期】
予想される状況
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ・ 大流行はいったん終息している状況。
目的
1) 県民生活・経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の考え方
<ol style="list-style-type: none"> 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について県民に情報提供する。 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制

(1)-1 実施体制の縮小等

本町は、国が縮小する措置などに係る基本的対処方針を示し、小康期に入った旨の公示を行った場合は、遅滞なく本町が小康期に入ったことを宣言するとともに、第二波に備えた対策等を実行する。

(1)-2 緊急事態解除宣言

本町は、国が緊急事態解除宣言をした場合、町対策本部を廃止する。

「新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるとき」とは、具体的には、

- ・ 患者数、ワクチン接種者数等から、国民の多くが新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得したと考えられる場合
 - ・ 患者数が減少し、医療提供の限界内に収まり、社会経済活動が通常ペースで営まれるようになった場合
 - ・ 症例が積み重なってきた段階で、当初想定したよりも、新規患者数、重症化・死亡する患者数が少なく、医療提供の限界内に抑えられる見込みがたった場合
- などであり、国内外の流行状況、県民生活・国民経済の状況等を総合的に勘案し、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部長が速やかに決定するものとさ

れている。

(1)-3 対策の評価・見直し

本町は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、国の政府行動計画、ガイドライン、県の行動計画を参考に町行動計画等の見直しを行う。

(1)-4 町対策本部の廃止

本町は、政府対策本部が廃止されたとき、また、緊急事態解除宣言がなされたときは、速やかに町対策本部を廃止する。

(2) サーベイランス・情報収集

(2) サーベイランス

本町は、県が行う以下のサーベイランスの取り組みに対して、適宜協力する。

- ① 県は、通常のサーベイランスを継続する。
- ② 県は、再流行を早期に探知するため、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。

(3) 情報提供・共有

(3)-1 情報提供

- ① 本町は、町民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。
- ② 本町は、町民から相談窓口等に寄せられた問い合わせや関係機関等から寄せられた情報等をとりまとめ、情報提供の在り方を評価し、見直しを行う。

(3)-2 情報共有

本町は、国、地方公共団体や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を受理及び伝達し、現場での状況を把握する。

(3)-3 相談窓口等の体制の縮小

本町は、状況を見ながら、相談窓口等の体制を縮小する。

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 予防接種

本町は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

(4)-2 緊急事態宣言がなされている場合の措置

本町は、緊急事態宣言がなされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種を進める。

(5) 医療

(5)-1 医療体制

本町は、国、県と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。また、県が行う医療に関する対策に対し、適宜協力する。

(5)-2 抗インフルエンザウイルス薬

- ①県は、国内外で得られた新型インフルエンザ等についての知見を整理し、国が作成した適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を医療機関に対し周知する。
- ②県は、流行の第二波に備え、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄状況を把握する。

(5)-3 緊急事態宣言がなされている場合の措置

本町は、県内感染期に講じた措置を、必要に応じて、適宜縮小・中止する。

(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保

(6)-1 町民・事業者への呼びかけ

本町は、県と連携し、町民に対し、食料品・生活関連物資等の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、町内事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう依頼する。

(6)-2 緊急事態宣言がなされている場合の措置

(6)-2-1 業務の再開

本町は、県と連携し、町内の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。

(6)-2-2 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

本町は、国・県と連携を図り、町内の状況等を踏まえ、県内感染期で講じた措置を継続し、また、合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

IV 県内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対策

本町は、県と連携を図り、県が行う以下の対策に対し、適宜協力し、予防対策を講じる。

○県が行う対策

(1) 実施体制

(1)-1 体制強化

県内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合は、速やかに知事を本部長とする県対策本部を設置するとともに、同会議を開催し、国が決定した人への感染拡大防止策に関する措置を踏まえた上で、本県がとるべき措置等について、協議・決定する。

(1)-2 国との連携

家きん等における高病原性鳥インフルエンザの発生や鳥インフルエンザの人への感染、それらへの対応等の状況について、国との情報交換を行う。

(2) サーベイランス・情報収集

(2)-1 情報収集

① WHO、国、国立感染症研究所等の情報を中心に、鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集する。

② 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、WHOが情報発信を行う鳥インフルエンザの人への感染が認められた場合は、必要に応じ、関係部局の連携のもと、情報の集約・共有・分析を行い、状況等に応じて県民等への情報提供等の対策に関する措置を検討する。

(2)-2 家きんにおける高病原性鳥インフルエンザのサーベイランス

- ① 鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザに関する国内外の情報を収集する。
- ② 家きん等におけるインフルエンザのサーベイランスを実施する。
- ③ 家きん飼養者等からの異常家きんの早期発見・早期通報を徹底する。
- ④ 渡り鳥の高病原性インフルエンザウイルスの保有状況調査を実施する。

(2)-3 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

鳥インフルエンザ(H5NI)やその他の鳥インフルエンザ(5類感染症)の人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。

(3) 情報提供・共有

(3)-1 情報提供

- ① 県内で鳥インフルエンザの人への感染が確認された場合、発生した市町村と連携し、発生状況および対策について、県民に積極的な情報提供を行う。
- ② 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、WHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合に、国等からの情報等を踏まえ、発生状況や国、県等の対応状況等について、県民に積極的な情報提供を行う。

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 疫学調査、感染防止策

- ① 必要に応じて、国から派遣される疫学、臨床等の専門家チームと連携して、積極的疫学調査を実施する。
- ② 疫学調査や接触者への対応（外出自粛の要請、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、有症時の対応指導等）、死亡者が出た場合の対応（感染防止の徹底等）等を実施する。
- ③ 鳥インフルエンザウイルス感染が疑われる者（有症状者）に対し、外出や出国の自粛を要請する。

(4)-2 家きんへの防疫対策

「奈良県高病原性鳥インフルエンザ防疫対応マニュアル」による。

(5) 医療

(5)-1 医療体制の整備等

県内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合は、国の要請等を踏まえ、次の措置を講じる。

- ① 感染鳥類との接触があり、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、感染の疑いが濃厚である場合又は確定診断がされた場合に、適切な感染拡大防止策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行う。
- ② 国から提供される検査方法に関する情報により、保健研究センターにおいて亜型検

査、遺伝子解析等を実施する。初期の段階では、国立感染症研究所で確定診断を行うため、一次検査で陽性になった場合に検体を送付する。

- ③ 鳥インフルエンザ患者（疑似症患者を含む。）について、感染症法に基づき、入院等の措置を講じ、その他の鳥インフルエンザ患者（疑似症患者を含む。）については、必要に応じ、感染症法に基づいた措置を講じる。

(5)-2 帰国者等への対応（医療政策部）

海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど WHO が情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合、国の要請等を踏まえ、次の措置を講じる。

- ① 海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の情報について、国及び県へ情報を提供するよう医療機関等に周知する。
- ② 海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の予防策について、医療機関等に周知する。

別表 役割分担表

班名	責任者	主な役割
対策本部	本部長：町長 副本部長：副町長 教育長 本部長：各部長 消防団長 町長が任命する 町職員 (庶務は健康対策課)	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言がなされた場合、対策本部を設置 ・対策本部は役場内 ・具体的対策の推進等について協議・決定
連絡会議	会長：町長 副会長：町医師会会長 構成員：町議会議長 関係機関代表者	<ul style="list-style-type: none"> ・海外発生期以降、必要に応じ随時開催 ・関係機関との情報共有・連携強化 ・県と連携し、町内発生に備えた総合的な対策の検討

○ 各活動班の役割分担表

各班の責任者は、ここで示す班の役割とともに、所属課としての役割も果たさなければならない。すなわち、所属班以外の役割であっても、班からの要請があった場合に、課として対応することによって、各班の役割を補完するものとする。

◎班長 ○副班長

班名	責任者	主な役割
総務班	総務部 総務課 税務課 会計室 議会事務局 監査委員事務局 ◎ 総務課長 ○ 税務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急連絡網と参集体制 ・職員の動員、増員要請 ・対策本部室、機器の準備 ・関係機関との連絡調整 ・各自治会との連絡調整 ・ボランティア等の確保 ・議会との連絡調整
サーベイランス・情報班	総務部・住民生活部 企画財政課 健康対策課 ◎ 健康対策課長 ○ 企画財政課長	<ul style="list-style-type: none"> ・一括情報収集・県との調整 ・発生動向調査収集 ・学校・保育園等の発生状況調査 ・基本的な予防策の周知 ・情報提供窓口の設置 ・町民・事業者への呼びかけ ・外国版広報 ・発生時の住民周知（県と協議） ・報道対応

予防・まん延防止班	都市建設部・教育委員会 建設課長 都市整備課 観光産業課 教育委員会事務局 〃 総務課 〃 生涯学習課 健康対策課（兼） ◎ 建設課長 ○ 教育委員会事務局総務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・活動物資の調達 ・県・医療機関等との協力体制 ・学校・保育所等との連携調整 ・外国人への予防啓発 ・防護具の備蓄 ・食糧・生活必需品の備蓄 ・緊急物資等の運送 ・現場の消毒体制 ・予防接種
医療班	住民生活部 福祉課 国保医療課 環境対策課 住民課 健康対策課（兼） ◎ 福祉課長 ○ 国保医療課長	<ul style="list-style-type: none"> ・県・医療機関・町医師会等との連携調整 ・入所施設等についての医療体制 ・要援護者への生活支援 ・患者輸送に関する協力体制 ・患者、家族への健康相談、心のケア ・町民からの電話相談等
上下水道班	上下水道部 上水道課 下水道課 ◎ 上水道課長 ○ 下水道課長	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフライン等との連携調整 ・町民に対する水の安定供給 ・下水道機能の維持
その他	各班から必要に応じ職員を配置	埋葬・火葬等

◎ 出先機関の職員については、それぞれ所属する課の班に属するものとする。

資料編

1 用語解説

インフルエンザ	インフルエンザはインフルエンザウイルスによる感染症で、原因となっているウイルスの抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆる A/ソ連型、A/香港型というのは、この亜型のことをいう。）
家きん	鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。 なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。
感染症指定医療機関	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。</p> <p>＊特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。</p> <p>＊第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。</p> <p>＊第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。</p> <p>＊結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。</p>
感染症病床	病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。
帰国者・接触者外来	<p>新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。</p> <p>都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。</p>

帰国者・接触者 相談センター	発生源から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。
抗インフルエンザウイルス薬	インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。
個人防護具 (Personal Protective Equipment : PPE)	エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。
サーベイランス	見張り、監視制度という意味。 疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。
指定届出機関	感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。
死亡率 (Mortality Rate)	ここでは、人口10万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数。
人工呼吸器	呼吸状態の悪化等が認められる場合に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。
新型インフルエンザ	感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。 毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。
新型インフルエンザ (A/H1N1)	2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ (A/H1N1)」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルス

インフルエンザ (H1N1) 2009	に対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ (H1N1) 2009 」としている。
新感染症	新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。
積極的疫学調査	患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。
致命率 (Case Fatality Rate)	流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。
トリアージ	災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。
鳥インフルエンザ	一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。
濃厚接触者	新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。
発病率 (Attack Rate)	新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。
パンデミック	感染症の世界的大流行。 特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。
パンデミックワクチン	新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

病原性	新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いられることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。
プレパンデミックワクチン	新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。
PCR (Polymerase Chain Reaction : ポリメラーゼ連鎖反応)	DNAを、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量のDNAであっても検出が可能のため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスがRNAウイルスであるため、逆転写酵素（Reverse Transcriptase）を用いてDNAに変換した後にPCRを行うRT-PCRが実施されている。

○感染症の定義及び類型

- [一類感染症] 感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づいて総合的な観点から極めて危険性が高い感染症。（例：エボラ出血熱、ペスト等）
- [二類感染症] 感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づいて総合的な観点から危険性が高い感染症。（例：急性灰白髄炎、ジフテリア等）
- [三類感染症] 感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づいて総合的な観点からみた危険性は高くはないが、特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起しうる感染症。（例：腸管出血性大腸菌感染症（O157）等）
- [四類感染症] 人から人への感染はほとんどないが、動物や物件から感染する可能性があり、消毒等の措置が必要となる感染症。（例 A型肝炎、狂犬病等）
- [五類感染症] 国民の健康に影響を与えるおそれがある感染症（例 .麻しん、梅毒等）
- [指定感染症] 既知の感染症の中で一類から三類に分類されない感染症において一類から三類に準じた対応の必要が生じた感染症。

2 特定接種の対象となり得る業種・職務

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、基本的な考え方を以下のとおり整理した。

(1) 特定接種の登録事業者

A 医療分野

(A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2：重大・緊急医療型)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等に罹患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供	厚生労働省
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、独立行政法人労働者健康福祉機構の病院、社会保険病院、厚生年金病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	厚生労働省

(注1) 重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め記載。

B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1:介護・福祉型、B-2:指定公共機関型、B-3:指定公共機関同類型、B-4:社会インフラ型、B-5:その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
社会保険・社会福祉・介護事業	B-1	介護保険施設（A-1に分類されるものを除く。）、指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、老人福祉施設、有料老人ホーム、障害福祉サービス事業、障害者支援施設、障害児入所支援施設、救護施設、児童福祉施設	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供	厚生労働省
医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の販売	厚生労働省
医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産	厚生労働省
医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売	厚生労働省
医療機器製造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産	厚生労働省
ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給	経済産業省
銀行業	B-2	中央銀行	新型インフルエンザ等発生時における必要な通貨および金融の安定	財務省
空港管理者	B-2	空港機能施設事業	新型インフルエンザ等発	国土交通省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
	B-3		生時における必要な旅客運送及び緊急物資の航空機による運送確保のための空港運用	
航空運輸業	B-2 B-3	航空運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
水運業	B-2 B-3	外航海運業 沿海海運業 内陸水運業 船舶貸渡業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資（特措法施行令第14条で定める医薬品、食品、医療機器その他衛生用品、燃料をいう。以下同じ。）の運送業務	国土交通省
通信業	B-2 B-3	固定電気通信業 移動電気通信業	新型インフルエンザ等発生時における必要な通信の確保	総務省
鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
電気業	B-2 B-3	電気業	新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給	経済産業省
道路貨物運送業	B-2 B-3	一般貨物自動車運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送	国土交通省
道路旅客運送業	B-2 B-3	一般乗合旅客自動車運送業 患者等搬送事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客の運送	国土交通省
放送業	B-2 B-3	公共放送業 民間放送業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	総務省
郵便業	B-2	郵便	新型インフルエンザ等発	総務省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
	B-3		生時における郵便の確保	
映像・音声・文字情報制作業	B-3	新聞業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	—
銀行業	B-3	銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関	新型インフルエンザ等発生時における必要な資金決済及び資金の円滑な供給	金融庁 内閣府 経済産業省 農林水産省 財務省 厚生労働省
河川管理・用水供給業	—	河川管理・用水供給業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道、工業用水の安定的・適切な供給に必要な水源及び送水施設の管理	国土交通省
工業用水道業	—	工業用水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な工業用水の安定的・適切な供給	経済産業省
下水道業	—	下水道処理施設維持管理業 下水道管路施設維持管理業	新型インフルエンザ等発生時における下水道の適切な運営	国土交通省
上水道業	—	上水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道水の安定的・適切な供給	厚生労働省
金融証券決済事業者	B-4	全国銀行資金決済ネットワーク 金融決済システム 金融商品取引所等 金融商品取引清算機関 振替機関	新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持	金融庁
石油・鉱物卸売業	B-4	石油卸売業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品（LPガスを含む）の供給	経済産業省
石油製品・石	B-4	石油精製業	新型インフルエンザ等発	経済産業省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
炭製品製造業			生時における石油製品の製造	
熱供給業	B-4	熱供給業	新型インフルエンザ等発生時における熱供給	経済産業省
飲食料品小売業	B-5	各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンスストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品（缶詰・農産保存食料品、精穀・精粉、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調整粉乳をいう。以下同じ。）の販売	農林水産省 経済産業省
各種商品小売業	B-5	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品、生活必需品（石けん、洗剤、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール袋、衛生用品をいう。以下同じ。）の販売	経済産業省
食料品製造業	B-5	缶詰・農産保存食料品製造業 精穀・製粉業 パン・菓子製造業 レトルト食品製造業 冷凍食品製造業 めん類製造業 処理牛乳・乳飲料製造業（育児用調整粉乳に限る。）	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品の供給	農林水産省
飲食料品卸売業	B-5	食料・飲料卸売業 卸売市場関係者	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品及び食料品を製造するための原材料の供給	農林水産省
石油事業者	B-5	燃料小売業（LPガ	新型インフルエンザ等発	経済産業省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
		ス、ガソリンスタンド)	生時におけるLPガス、石油製品の供給	
その他の生活関連サービス業	B-5	火葬・墓地管理業	火葬の実施	厚生労働省
その他の生活関連サービス業	B-5	冠婚葬祭業	遺体の死後処置	経済産業省
その他小売業	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の生活必需品の販売	経済産業省
廃棄物処理業	B-5	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理	環境省

(注2) 業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

(注3) 上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理する。

(2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

(=新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3：民間の登録事業者と同様の職務

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
政府対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	内閣官房
政府対策本部の事務	区分1	内閣官房
政府が行う意思決定・重要政策の企画立案に関わる業務、閣議関係事務	区分1	内閣官房

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
政府対策本部の意思決定に必要な専門的知見の提供	区分 1	内閣官房
各府省庁の意思決定・総合調整に関する事務（秘書業務を含む。）	区分 1	各府省庁
各府省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部事務 具体的な考え方は、以下のとおり ・対策本部構成員、幹事会構成員、事務局員のみを対象 ・事務局員については、新型インフルエンザ等対策事務局事務に専従する者のみ	区分 1	各府省庁
諸外国との連絡調整、在外邦人支援	区分 1	外務省
検疫・動物検疫・入国管理・税関の強化 （検疫実施空港・港における水際対策・検疫事務）	区分 1	厚生労働省 農林水産省 法務省 財務省
国内外の情報収集・検査体制の整備・ワクチン製造株の開発・作製	区分 1	厚生労働省
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（行政府）	区分 1	内閣法制局
都道府県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分 1	—
都道府県対策本部の事務	区分 1	—
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分 1	—
市町村対策本部の事務	区分 1	—
新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	区分 1	—
住民への予防接種、帰国者・接触者外来の運営、疫学的調査、検体の採取	区分 1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な法律の制定・改正、予算	区分 1	—

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
の議決、国会報告に係る審議（秘書業務を含む。）		
新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県、市町村の予算の議決、議会への報告	区分 1	—
国会の運営	区分 1	—
地方議会の運営	区分 1	—
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（立法府）	区分 1	—

区分 2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
令状発付に関する事務	区分 2	—
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	区分 2	法務省
刑事施設等（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所）の保安警備	区分 2	法務省
医療施設等の周辺における警戒活動等 犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	区分 1 区分 2	警察庁
救急 消火、救助等	区分 1 区分 2	消防庁
事件・事故等への対応及びそれらを未然に防止するため船舶・航空機等の運用、船舶交通のための信号等の維持	区分 1 区分 2	海上保安庁
防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療 家さんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による検疫支援、緊急物資等の輸送 その他、第一線（部隊等）において国家の危機に即応して	区分 1 区分 2	防衛省

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
対処する事務 自衛隊の指揮監督		
国家の危機管理に関する事務	区分2	内閣官房 各府省庁

区分3：民間の登録事業者と同様の業務

(1)の新型インフルエンザ等医療型、重大・緊急医療型、社会保険・社会福祉・介護事業、電気業、ガス業、鉄道業、道路旅客運送業、航空運送業若しくは空港管理者（管制業務を含む。）、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務